



欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

# 知的財産権

主要な問題および提案

A close-up, low-angle shot of a computer screen. The screen displays a dark interface with a prominent 'BUY' button. A mouse cursor, represented by a white arrow with a black outline, is positioned over the button. The screen's pixels are visible, creating a grid-like pattern. The lighting is dramatic, with a strong blue and white glow emanating from the screen, casting shadows on the surrounding dark surface.

# インターネット上の偽商品

# インターネット上の偽商品

## 年次現状報告：若干進展

- ❑ インターネットは依然、日本における模倣品売買の主要の場所となっている。
- ❑ オークションサイト運営会社は、模倣品を一度販売したものの締め出しや監視を強化すること、権利者との情報交換を密にすることによって、模倣品を排除してきた。
- ❑ しかし、特定商取引に関する法律は、オークションサイトで販売される商品には実際には適用されず、また、日本で出回っている模倣品の相当部分を占める衣料品に関する制限を含んでいないため、その施行は十分組織立ったものではない。
- ❑ 又、関係省庁・オークションサイト管理者・権利者が協力し模倣品を排除するというシステム、「日本方式」は、大きな成果を上げているものの、海外に対するアピールは積極的に行われていないのが実情である。



# インターネット上の偽商品

## 提案

- 特定商取引に関する法律の運用ガイドラインを見直すと共に、インターネットのオークションサイト運営会社とより強い連携を構築し、実際の運用を強化すべきである。
- 「日本方式」を海外に向かってよりアピールし、海外の政府等に採用させ、緊急を要する海外インターネット市場の一日でも早い浄化を求めるべきである。





# 水際規制



# 水際規制

## 年次現状報告：若干進展

- ❑ 関税法の改正や通達等による税関当局による鑑定プロセス改善の取り組みが行われ、認定手続の開始通知に輸入者から反論のない場合に権利者からの意見提出の必要をなくなると共に、2007年には権利者はそれまでのように税関で物理的に商品を確認する必要がなくなり、鑑定対象品の画像を電子メールで送付することを求めることができるようになった。
- ❑ 但し、商品数が10点以下の場合に限る。

# 水際規制

## 提案

- ❑ 10点以下という数値は現実的ではないため、無制限又は案件ごとに判断した上で適用し、適用範囲を拡大すべきである。多くの場合、1種類の商品が1万点あることがあるが、実際に必要な写真の数は1枚だけである。
- ❑ 適用される制裁を強化すべきである。



A miniature figure of a person with orange hair, wearing a green dress, is pushing a blue shopping cart. The cart is filled with various items, including a large yellow rectangular object and a green rectangular object, all wrapped in clear plastic. The scene is set against a solid blue background. The figure and cart are positioned on a light-colored surface, possibly a floor or a table, with a soft shadow cast behind them.

# 個人使用目的の輸入

# 個人使用目的の輸入

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。
- ❑ 税関は、侵害疑義物品を発見した場合に輸入者に認定手続開始通知を送付するが、輸入者の9割以上が放棄をしてきた。
- ❑ が、近年は「個人使用目的」と称すれば輸入が可能であることが周知されつつあり、放棄する輸入者は減少方向にある。

# 個人使用目的の輸入

## 提案

個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらず模倣品の輸入を禁止するよう商標法改正に限らず法令の整備を行うべきである。模倣品の輸入を確実に防止するには、これが唯一の手だてとなろう。

©

®

©

TM

デザイン

®

TM

©

®

# デザイン

## 年次現状報告：進展なし

デザインに関する知的財産を保護するための手続きは複雑且つ高額であり、ヨーロッパおよびその他の主な市場で受けている保護を日本では享受できない。

## 提案

- ❑ 申請の費用を軽減し、申請の審査手続きを廃止又は緩和すべきである。
- ❑ デザインにおける類似性に関しては日本の裁判所はより厳格な対応を行うべきである。

